

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年9月4日（平成29年（行個）諮問第138号）

答申日：平成30年1月29日（平成29年度（行個）答申第188号）

事件名：共同相続人が提出した特定被相続人に係る相続税申告書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

遺言者特定個人Aに係る「平成26年分相続税の申告書第一表，第二表，第十一表，第十三表」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成29年3月9日付け特定記号第80号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，以下のとおりである（資料については省略）。

##### （1）審査請求書

###### ア はじめに

平成19年10月17日遺言公正証書（以下「遺言」という。）に定めるとおり，共同相続人は，審査請求人の外，特定個人B，特定個人C，特定個人Dの3名（以下「遺言執行者」という。）である。

###### イ 遺言執行者の義務

遺言5条に定める遺言執行者は以下の義務を負う。

###### （ア）善管注意義務（民法1012条2項 644条）

遺言執行者は，善良な管理者として注意義務をもって遺言を執行する義務がある。

###### （イ）報告義務（民法1012条2項 645条）

遺言執行者は，相続人の請求があるときは，いつでも遺言の執行を完了した後は，遅滞なくその経過及び結果を報告する義務がある。

###### （ウ）受取物等の引渡義務（民法1012条2項 646条）

遺言執行者は、遺言執行をするに当たって受け取った金銭その他の物や収受した果実、相続人のために遺言執行者の名で取得した権利を相続人に引き渡し、また、移転する義務がある。

(エ) 目録作成交付義務（民法1011条）

遺言執行者は、遅滞なく財産目録を作成して、遅滞なく相続人に交付する義務がある。

ウ 遺言の民法違反

遺言に定める以下の条項は憲法、判例に反する。（以下、略）

エ 原処分に至る経緯

特定個人B（遺言執行者の一人）名義の口座（被相続人名義の口座から移替え）から20万円を引き出しているため、その用途について報告を求めた（民法645条）ところ、遺言執行者を含めた審査請求人の相続税申告・納税のため、遺言執行者は税理士法人特定事務所（以下「特定事務所」という。）会長特定個人E（特定法務事務所代表社員）と委任契約を締結し、支払ったことが判明した。

このため、審査請求人は、遺言執行者が支払った証として特定事務所が交付した領収書（写）及び相続税申告に係る関係書類を提示するよう再三にわたり請求したにもかかわらず応じない（民法1012条2項（645条違反）ことから、特定事務所に関係書類の開示を請求した。

ところが特定事務所は、開示請求は税理士法38条に規定する正当理由に当たらないとして開示を拒否したため、特定税理士会特定支部長（以下「税理士会」という。）に当該規定の適用・解釈について回答を求めたところ、署名のない回答書を送付してきた。

回答は、第三者の請求は正当理由に当たらないとして、特定事務所の不開示を是認したため、税理士法38条の適用・解釈に誤りがあることから処分庁に開示請求した。

処分庁は、審査請求人の開示請求は行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条1号に該当するとして原処分とした後、適用する法律を誤ったとして取消決定通知に併せて改めて審査請求人に不開示決定を通知した。

オ 処分庁等による憲法・法律違反、法律の適用・解釈の誤り

(ア) 遺言執行者の法律及び判例違反

遺言執行者は、審査請求人の同意を得ず、遺言執行者を含む審査請求人の相続税の申告のため、特定事務所と委任契約を締結し、相続税を申告・納税したのは判例違反（平成22年1月26日 東京地裁 平成21（ワ）11769号）

(イ) 特定事務所の憲法違反等

a 憲法違反

審査請求人は共同相続人であり，他の共同相続人（遺言執行者）と同等の権利を有している（憲法14条，20条）にもかかわらず，税理士法38条を盾に開示拒否したのは憲法に反する。

b 判例違反

特定事務所は，遺言により遺言執行者の存在を知り，遺言執行者の権限義務（民法1012条）を承知していながら代理人として相続税を申告・納付したのは，遺言執行者同様判例違反。

c 法律違反

税理士法38条に規定する正当な理由とは，本人の許諾又は法令に基づく開示義務をいう（通38-1）のであり，特定事務所は遺言執行者の代理人である以上，相続税の申告・納付に係る関係書類を審査請求人に開示する義務があるにもかかわらず，これを怠ったのは民法645条に反する。

d 法律の適用・解釈の誤り

税理士法38条に規定する正当な理由とは，上記cに述べたとおり，本人の許諾又は法令に基づく開示義務をいうのであり，本人の許諾のみをもって不開示としたのは，当該規定の適用・解釈を誤っているとわざるを得ない。

また，審査請求人を第三者と決めつけ，特定事務所の不開示を是認した税理士会は，特定事務所同様税理士法38条の適用・解釈を誤っているとわざるを得ない。

(ウ) 処分庁の違反

a 憲法違反

審査請求人は，上述のとおり共同相続人であり，遺言執行者（他の共同相続人）と同等の権利があるにもかかわらず，これを無視した原処分は憲法14条，20条に反する。

b 法律の適用・解釈の誤り

次の(a)～(d)に述べる事項は，法14条ただし書に該当することは明らかである。

しかるに原処分は，法14条2号の適用・解釈を誤っているとわざるを得ない。

(a) 相続税の納税義務について審査請求人は遺言執行者と連帯して負担する関係にある。

(b) 遺産分割財産は共有のまま存続し，相続財産の分割を行うために遺産分割を行う関係にある。

(c) 遺言執行者が提出した相続時精算課税適用財産を計上した財

産目録（以下「適用財産目録」という。）により、遺言執行者を含む審査請求人の相続税申告・納付に必要な個人情報に記載されていること、また、特定事務所は審査請求人の同意を得ず無権代理により相続税の申告・納税したことを知ることができること。

(d) 審査請求人が開示請求した相続税申告に係る書類は、遺言執行者解任の申立て理由（平成27年（家）特定番号）及び即時抗告理由（平成28年（ラ）特定番号）の一証拠書として特定家庭裁判所特定支部及び特定高等裁判所に提出する必要があったこと、審査請求人の財産権の安全を確保するため、相続財産の総額、遺産分割・配分額及び配分額に相当する納税額を知る必要があったこと。

c 判例違反

処分庁は、遺言により遺言執行者の存在を知り、かつ遺言執行者による相続税の申告・納税は判例違反であることを承知しながら相続税申告関係の書類を受理し、納税させた。

カ その他

(ア) 財産目録偽造の疑い

遺言執行者は、平成28年11月24日付けで特定高裁に提出した答弁書に平成27年5月18日付けで作成した適用財産目録を添付している一方、審査請求人には平成27年7月3日付けで、適用財産目録と異なる財産目録を交付している。

つまり、財産目録を2種類作成し、適用財産目録は処分庁に提出し、請求人には偽造（無効）の財産目録を交付したことは民法1011条1項違反及び刑法159条に該当する疑いがあり、このことが答弁書の提出により判明した。

(イ) 特定事務所の税理士法違反及び偽証等の疑い

特定事務所は、相続税の申告・納税に関し、審査請求人との委任契約は存在しないと回答しておきながら、全相続人（遺言執行者及び審査請求人）の相続税を申告したのは無権代理行為、税理士法1条違反、56条及び刑法169条、247条に該当する疑いがある。

(ウ) 遺言執行者代理人の弁護士法違反及び偽証等の疑い

遺言執行者の代理人は、遺言執行者を含む審査請求人の相続税申告のために特定事務所に20万円を支払ったと答弁しておきながら、後になって遺言執行者のみで特定事務所と契約したという（審査請求人の同意がなければ申告できない。）答弁は弁護士法1条違反、56条及び刑法169条、247条に該当する疑いがある。

(エ) 処分庁の不開示決定に係る法律適用の誤りについて

平成28年11月8日付けで請求した保有個人情報の開示請求に対し、処分庁は行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条1号に当たるとして不開示決定を通知してきたが、この決定に納得がいかないため、平成29年2月28日付けの審査請求において5条1号を適用する以上、法14条の規定との関係において適用理由を具体的に示すべきであると指摘した。

その後、平成29年3月8日処分庁の担当課長より不開示に係る法律の適用に誤りがあったとして同月9日付けで行政文書不開示決定取消の通知に合わせ、改めて不開示決定の通知があったが、法律適用の誤りは、即時抗告棄却という結果をもたらしたことは否めず、審査請求人は致命的な痛手を受けた。

## (2) 意見書

諮問庁は、理由説明書に「本件請求保有個人情報存否を明らかにすることは、本件存否情報という法14条2号及び7号イの不開示情報開示することとなるため、17条の規定により存否応答拒否すべきと認められる。」と結論付けているが、下記により本件対象保有個人情報は不開示情報に該当しない。

ア 審査請求人と審査請求人以外の相続人（以下、第2において「相手方」という。）との関係

(ア) 審査請求人は、共同相続人であり、相続税の納付義務について相手方と連帯して負担する関係にある。

(イ) 未分割財産（4分の3について未分割）は、共同相続人の共有のまま存続し、相続財産の分割を行うため、遺産分割を行う関係にある。

(ウ) 相手方は、全員遺言執行者に指定されていることから次に掲げる民法上の義務がある。

a 財産目録を作成し、開示請求者に交付する義務（民法1011条）。

b 執行事務について審査請求人の請求によりいつでも報告する義務（民法1012条2項 645条）。

c 受取物等の引渡義務（民法1012条2項 646条）

イ 相手方等の民法、判例違反

(ア) 相手方

a 相手方は、判例に反して（平成22年1月26日 東京地裁平成21（ワ）11769号）特定事務所所長特定個人Eを経由して相続税を申告し納税した。

b 開示請求者は、相手方に対し、特定事務所に報酬を支払った事実を明らかにした領収書（写）及び相続税申告・納税に係る書類

(写)を提出するよう再三請求しているが未だにに応じていない(民法645条違反)。

c 相手方は特定事務所と結託して相続時精算課税適用の財産目録を作成し、申告・納税しておきながら、それをひた隠し、相続時精算課税適用外の財産目録を審査請求人に交付したのは、財産の横領・隠匿、文書偽造、詐欺行為に当たると言わざるを得ない。

(イ) 特定事務所

特定事務所は、相手方が遺言執行者であり、執行事務の報告義務(民法1012条2項, 644条, 645条, 646条)及び申告・納税に係る判例(平成22年1月26日 東京地裁 平成21(ワ)11769号。)を承知していながら(特定事務所は遺言公正証書作成に当たっての立会人である。), 相手方と委任契約を締結し、申告・納付することが判明したため、当該申告・納付に係る関係書類の開示を請求した。

ところが特定事務所は、税理士法38条を盾に民法, 判例及び憲法(14条, 20条)に違反し開示を拒否した。

(ウ) 特定税務署, 諮問庁

両者ともに法14条2号を盾に不開示としているが、法が民法, 判例及び憲法より優越権があるとするなら、その根拠を具体的に示すべきであり、示していない以上、当該規定に該当する根拠はない。同規定7号イについても同様、該当しないことは言うをまたない。

以上のとおり、審査請求人は、相手方と特殊な関係、事情があることに加え、相手方の民法及び判例違反がある中で、審査請求人以外の相手方に係る自己の申告書を提出したか否かの事実を審査請求人に対して明らかにしたとしても審査請求人以外の相手方個人の利益を何ら害するものではない。

仮に、あったとしても本件対象保有個人情報、審査請求人及び相手方を本人とする保有個人情報であり、その個人情報を審査請求人に開示することの方が、法及び民法645条の立法趣旨並びに判例の趣旨に合致しており、本件対象保有個人情報は不開示情報に該当しないことは明らかである。

法14条2号ただし書イにおいて、「法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予想されている情報」である場合は、不開示情報に該当しないとされており、この点は、上記ア及びイ(ア)により本件対象保有個人情報は不開示情報に該当しない。(遺言により共同相続人の人数、また相手方が交付した財産目録に計上されている財産額、負債額により各相続人の相続額、納税額の算出は容易である。)

さらに、法14条2号ただし書口において「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要」である情報である場合は、不開示情報に該当しないとされている。

これに対し諮問庁は、「本件存否情報は法14条2号に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書イ～ハまでに掲げる情報には該当しないと認める。」としているが、その判断は不当である。

不開示情報該当性の判断に当たっては、当該情報を不開示にする利益と開示することの利益の調和を図ることが重要であり、審査請求人以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される審査請求人以外の個人の権利利益よりも、審査請求人を含む人の生命、健康等の利益を保護する必要性が上回る時には、当該情報を開示しなければならないこととされている。

この点について審査請求人が開示請求した相続税の申告に係る書類は、遺言執行者解任の申立の証拠書として特定家庭裁判所特定支部（平成27年（家）特定番号）及び特定高等裁判所（平成28年（ラ）特定番号）宛提出する極めて重要な書類であるにもかかわらず、特定事務所及び特定税務署が不開示としたため提出不可能となり、結果、却下された。このため、審査請求人は著しい精神的苦痛と財産権を害されたことに加え、諮問庁の民法、判例及び憲法に反した画一的かつ機械的な判断で不開示とするのは、審査請求人のみが相続税申告・納付について確証を得られないこととなり、審査請求人の利益に大きな影響を及ぼすことは必至である。

よって審査請求人の財産権の侵害を防止するためには、本件対象保有個人情報を開示すべきである。

また、相手方及び裁判上の代理人並びに特定事務所の民法、刑法違反を立証するためには開示は不可欠である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、遺言者特定個人A（特定年月日死亡）に係る「平成26年分相続税の申告書第一表、第二表、第十一表、第一三表」に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、平成29年3月9日付け特定記号第80号により、本件対象保有個人情報の存否を答えることが法14条2号に規定する不開示情報を開示することになるとして、法17条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する旨の不開示決定（原処分）を行った。

なお、処分庁は、本件開示請求に対して、平成28年12月5日付け特

定記号第366号により「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき不開示決定を行ったため、平成29年3月9日付け特定記号第79号により当該不開示決定を取り消し、改めて同日付け特定記号第80号により原処分を行った。

これに対し審査請求人は、処分庁が行った原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

## 2 原処分の妥当性について

### (1) 法14条2号、7号イ及び17条の規定について

法14条2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

また、法14条7号イは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報として規定している。

さらに、法17条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を規定している。

### (2) 相続税の申告書の提出手続等について

相続税の申告については、相続等により財産を取得した者は、その被相続人から財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者の相続税の課税価格に係る相続税額があるときは、所定の期間内に被相続人の死亡時における住所地の所轄税務署長に課税価格、相続税額等を記載した相続税の申告書を提出しなければならないものとされている（相続税法27条1項）。

なお、相続税の申告は、税法上、各相続人が個別に行うことを原則としているが、相続等により財産を取得した者が任意により共同で作成して一つの申告書で提出することができるものとされている（相続税法27条5項）。

### (3) 法14条2号及び7号イ該当性について

上記(2)を踏まえて検討するに、相続税の申告において、共同相続



人が共同で作成して一つの申告書を提出する場合には、共同相続人は各相続人に係る相続税の課税価格の合計額が基礎控除を超えるか否か、すなわち、相続税の申告義務が生じた共同相続人の有無、範囲、自己の計算によって算出した課税価格等について、共同相続人相互に共通認識を有しているのが通常であると解される。

しかしながら、各共同相続人が別々に申告書を作成して提出した場合には、共同で作成して一つの申告書で提出した場合のように、各共同相続人が相続税の申告義務の有無について、相互に共通認識を有していると直ちに推認することはできない。

本件においては、審査請求書の記載内容によれば、相続税の申告において、審査請求人が審査請求人以外の相続人と共同で作成して一つの申告書で提出したとまでは認められないことから、本件対象保有個人情報について、その存否を答えることは、審査請求人以外の相続人が相続税の申告書を提出した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなると認められる。

本件存否情報は、法14条2号に規定する開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書きから八までに掲げる情報には該当しないものと認められることから、同号の不開示情報に該当するものと認められる。

また、申告納税制度は、納税者自らが税法を正しく理解し、その税法に従って正しい申告と納税をするという極めて民主的な制度であり、この制度に基づき自主的に申告した納税者の申告情報（申告書を提出した事実の有無等）を他の納税者（審査請求人）に開示することは、納税者と税務当局との信頼関係を著しく損なうばかりか、制度を信頼し税務当局に申告を行っている一般の納税者の税務申告に対するコンプライアンスを著しく低下させることとなる。

その結果、相続税の申告情報を税務当局への開示請求によって知られることを避けるため、無申告となったり、虚偽の申告を行うことなどが想定され、租税の賦課及び徴収に係る事務全般に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると判断されることから、本件存否情報は、同条7号イの不開示情報にも該当するものと認められる。

したがって、本件対象保有個人情報の存否を明らかにすることは、本件存否情報という同条2号及び7号イの不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により存否応答拒否すべきものと認められる。

#### (4) 法14条2号及び7号イ該当性についての補足

本件開示請求については、審査請求人以外の相続人が提出した相続税の申告書に記載された保有個人情報の開示請求と考える余地があること

から、以下、それを前提に検討すると、本件対象保有個人情報について、その存否を答えることは、本件存否情報を明らかにすることとなると認められる。

そして、本件存否情報は、上記（３）と同様、法１４条２号及び７号イの不開示情報に該当すると認められることから、本件対象保有個人情報の存否を明らかにすることは、本件存否情報という同条２号及び７号イの不開示情報を開示することとなるため、法１７条の規定により存否応答拒否すべきものと認められる。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、これらの主張は原処分決定を左右するものではない。

### 4 結論

以上のことから、本件開示請求については、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、法１４条２号及び７号イの不開示情報を開示することとなるため、法１７条に基づき、その存否を明らかにせず、開示請求を拒否した原処分は妥当であると判断する。

## 第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成２９年９月４日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年１０月２日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成３０年１月１１日 審議
- ⑤ 同月２５日 審議

## 第５ 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで法１４条２号の不開示情報を開示することになるとして、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求め、諮問庁は不開示事由に法１４条７号イを追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について

- (１) 本件対象保有個人情報は、遺言者特定個人Ａに係る相続税の申告書に記録された保有個人情報であり、本件の保有個人情報開示請求書の別紙に、相続税申告者名として特定個人Ｂ、特定個人Ｃ及び特定個人Ｄ又はこれらの者から相続税申告書の作成依頼を受けた特定事務所特定個人Ｅ

と記載されていることを踏まえると、その存否を答えることは、審査請求人以外の相続人が相続税の申告書を提出した事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることとなる。

そこで、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

(2) まず、本件存否情報は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(3) 本件においては、審査請求人及び当該審査請求人以外の相続人は遺言者特定個人Aの共同相続人であるため、個別事情によっては、本件存否情報が法14条2号ただし書イにいう「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当する余地もある。

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に対しこの点について確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

(ア) 審査請求人が税理士である特定個人Eとの委任契約を行っていないこと及び当該税理士から税理士法38条を理由に相続税の申告書等の開示や照会事項への回答を拒否されたことから、相続税の申告において、審査請求人が審査請求人以外の相続人と共同で作成して一つの申告書で提出したとまでは認められない。

(イ) 審査請求書の添付資料のうち、別件訴訟の相手方が提出した準備書面には、遺言者特定個人Aの相続財産を原資とする相続人預金口座から相続税申告のために当該税理士に対し金員の支払いがあった旨の記載があり、また、当該税理士から審査請求人に送付された文書には、審査請求人以外の共同相続人である特定個人BないしD（以下「特定個人Bら」という。）から特定個人Aに係る相続税の申告書の作成依頼を受けている旨の記載があることが認められるが、これらの記載内容のみでは、審査請求人において、特定個人Bらが当該税理士に相続税の申告書の作成を依頼した事実を知っているとはいっても、特定個人Bらが相続税の申告書を税務署に実際に提出したか否かを知っているとまではいえないことから、特定個人Bらが相続税の申告書を提出した事実の有無を審査請求人が慣行として知ることができる場合には該当しないと思われる。

イ 諮問庁の上記アの説明に不自然、不合理な点はなく、これを否定するに足りる事情は認められない。

したがって、審査請求人が本件存否情報を慣行として知ることができる個別事情は認められない。

(4) また、意見書の記載によると、審査請求人は、民法上、特定個人Bらが遺言執行者として執行事務について報告義務を負うことから、本件対象保有個人情報、法令の規定により開示請求者が知ることができる情

報に該当するとして、法14条2号ただし書イに該当すると主張している  
と見る余地もあるが、相続税の申告は、税法上、各相続人が個別に行  
うことを原則としているところであり、遺言執行者の執行事務に各相続  
人による相続税の申告が含まれるとは解し難く、本件存否情報が法令の  
規定により開示請求者が知ることができる情報に該当するとは認め難い。  
(5) さらに、法14条2号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事  
情も存しない。

(6) 以上より、本件存否情報は、法14条2号の不開示情報に該当する  
と認められ、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで同号の不開示  
情報を開示することとなるため、同条7号イについて判断するまでもな  
く、法17条の規定により、その存否を明らかにしないで、開示請求を  
拒否した原処分は妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは  
ない。

### 4 付言

原処分に先行する平成28年12月5日付け特定記号第366号に係る  
通知書には、上記第3の1で諮問庁が説明するとおり、根拠法及び不開示  
条項の誤りが認められ、慎重さに欠ける不適切な対応があったといわざる  
を得ない。今後、開示決定等に当たっては、同様の事態を生じさせないよ  
う、正確かつ慎重な対応が望まれる。

### 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その存否を答えるだけ  
で開示することとなる情報は法14条2号に該当するとして、その存否を  
明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が当該情報は  
同条2号及び7号イに該当することから開示請求を拒否すべきとしている  
ことについては、当該情報は同条2号に該当すると認められるので、同条  
7号イについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子